

結果の概要

【事業所調査】

1 GHSラベル、安全データシート(SDS)に関する事項

(1) 化学物質の取扱い状況

労働安全衛生法(以下「法」という。)第57条に該当する又は法第57条の2に該当する化学物質を取り扱っている事業所の割合は17.8%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.5%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.9%、使用している事業所の割合は17.4%となっている。

また、法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)又は法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所の割合は11.1%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.3%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.6%、使用している事業所の割合は10.8%となっている。(第1表)

第1表 化学物質の取扱いの有無及び取扱い状況別事業所割合

(単位：%)

区 分	事業所計 ^{注)}	該当する 化学物質を 取り扱って いる	(複数回答)			該当する 化学物質を 取り扱って いない	該当する 化学物質を 取り扱って いるかどうか わからない
			化学物質を 製造して いる	化学物質を 商品として 譲渡・提供 している	化学物質を 使用して いる		
労働安全衛生法第57条に該当する 又は第57条の2に該当する化学物質 (産業計) 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。） 運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。） 学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。） 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。） 医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。） サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	17.8 15.2 9.6 30.3 64.3 2.1 10.4 12.8 7.7 22.9	0.5 1.1 - 1.2 0.7 - - - - 0.0	0.9 2.6 0.3 1.6 0.7 0.6 0.1 0.1 - 1.5	17.4 11.6 9.4 29.6 64.3 1.5 10.4 12.8 7.7 22.4	76.6 79.7 87.1 63.2 33.8 95.1 75.2 80.1 84.1 69.6	2.4 - 1.4 2.8 1.4 1.2 11.4 2.8 3.4 3.4
労働安全衛生法第57条に該当しない又は第57条の2 に該当しないが、危険有害性がある化学物質 (産業計) 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。） 運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。） 学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。） 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。） 医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。） サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	11.1 9.8 6.1 19.4 46.8 - 8.8 7.7 3.6 15.6	0.3 0.5 - 0.8 - - - - - 1.1	0.6 0.6 0.2 1.1 - 0.1 0.1 - 1.1	10.8 8.6 5.9 18.9 46.8 - 8.8 7.7 3.6 14.9	71.8 74.1 83.4 58.1 36.4 91.1 68.0 72.9 78.2 64.6	3.0 0.6 1.9 3.7 1.4 1.9 12.8 5.9 3.2 3.8

注:「事業所計」には、「不明」を含む。

(2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

法第 57 条に該当する化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 80.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、71.8%から 80.9%となっており、9.1 ポイント増加した。

また、法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 75.6%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、64.8%から 76.1%となっており、11.3 ポイント増加した。(第 2 表)

第2表 GHSラベルの表示状況別事業所割合

(単位: %)

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 ¹⁾²⁾		G H S ラベルの表示状況				
			すべて表示が行われている	一部表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めた表示が行われていない場合がある	全く表示が行われていない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質 (産業計)	[17.4]	100.0	80.1	12.4	2.8	0.6	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.6]	100.0	77.8	12.3	4.3	-	5.5
建設業	[9.4]	100.0	74.3	12.8	9.8	-	-
製造業	[29.6]	100.0	81.0	13.2	1.8	0.4	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[64.3]	100.0	84.1	11.5	1.1	-	3.3
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[1.5]	100.0	98.5	-	-	-	1.5
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[10.4]	100.0	58.9	12.8	12.8	-	15.6
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[12.8]	100.0	81.0	8.3	-	-	5.3
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[7.7]	100.0	69.2	12.9	-	5.0	12.9
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[22.4]	100.0	89.2	4.5	3.7	-	1.6
(参考) ³⁾							
令和元年	[19.0]	100.0	80.9	12.3	3.0	0.3	2.0
平成26年	[19.8]	100.0	71.8	15.5	7.3	0.3	5.1
労働安全衛生法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質 (産業計)	[10.8]	100.0	75.6	16.9	3.5	0.1	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[8.6]	100.0	79.6	20.4	-	-	-
建設業	[5.9]	100.0	75.3	10.2	9.5	-	-
製造業	[18.9]	100.0	75.4	18.5	2.6	0.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[46.8]	100.0	86.7	10.3	-	-	3.0
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[-]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[8.8]	100.0	62.3	22.7	4.0	-	11.0
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[7.7]	100.0	94.4	5.6	-	-	-
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[3.6]	100.0	65.6	26.3	0.8	-	7.3
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[14.9]	100.0	81.9	7.8	4.5	0.7	2.5
(参考) ³⁾							
令和元年	[12.0]	100.0	76.1	16.4	3.6	0.1	2.0
平成26年	[18.0]	100.0	64.8	20.5	8.7	0.6	5.5

注:1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「G H S ラベルの表示状況不明」を含む。

3) (参考) は、前回（平成 26 年）調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

(3) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 72.7%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、68.2%から 74.5%となっており、6.3 ポイント増加した。

また、法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 67.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、62.1%から 68.6%となっており、6.5 ポイント増加した。(第3表)

第3表 安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 ¹⁾²⁾	安全データシート (S D S) の交付状況					(単位: %)
		すべて交付されている	一部交付されている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には交付されている	譲渡・提供元に対し、求めた場合でも交付されない場合がある	全く交付されていない	
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質 (産業計)	[17.4]	100.0	72.7	10.4	12.2	0.3	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.6]	100.0	77.2	7.5	4.3	-	11.0
建設業	[9.4]	100.0	64.0	10.0	19.6	-	-
製造業	[29.6]	100.0	75.8	10.0	11.6	0.4	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[64.3]	100.0	92.6	0.8	5.9	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[1.5]	100.0	90.9	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[10.4]	100.0	14.2	6.4	7.8	-	58.9
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[12.8]	100.0	74.0	8.0	10.7	-	2.0
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[7.7]	100.0	46.6	17.7	11.3	0.4	23.0
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[22.4]	100.0	77.3	12.0	8.0	-	1.8
(参考) ³⁾							
令和元年	[19.0]	100.0	74.5	10.0	12.2	0.3	1.3
平成26年	[19.8]	100.0	68.2	11.2	15.9	0.2	4.5
労働安全衛生法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質 (産業計)	[10.8]	100.0	67.1	11.6	15.2	0.2	3.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[8.6]	100.0	84.3	13.0	2.6	-	-
建設業	[5.9]	100.0	60.4	6.1	23.5	-	2.6
製造業	[18.9]	100.0	69.2	12.2	14.9	0.2	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[46.8]	100.0	89.5	3.7	5.2	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[-]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[8.8]	100.0	9.3	15.2	13.2	-	54.7
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[7.7]	100.0	65.0	-	29.4	-	5.6
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[3.6]	100.0	39.3	26.6	2.9	-	30.7
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[14.9]	100.0	76.0	8.5	9.9	0.7	1.3
(参考) ³⁾							
令和元年	[12.0]	100.0	68.6	10.9	15.8	0.2	2.6
平成26年	[18.0]	100.0	62.1	13.5	18.7	0.4	5.2

注:1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「安全データシート (S D S) の交付状況不明」を含む。

3) (参考) は、前回 (平成 26 年) 調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

2 化学物質におけるリスクアセスメントに関する事項

化学物質を取り扱って（製造、譲渡・提供、使用）いる事業所のうち、リスクアセスメントを実施している事業所の割合は 77.2%となっている。

リスクアセスメントの方法をみると、「作業環境測定による方法」が 22.3%と最も多く、次いで「コントロール・バンディング」が 18.1%となっている。（第4表）

第4表 リスクアセスメントの実施の有無及びリスクアセスメントの方法別事業所割合

（単位：％）

区 分	化学物質を取り扱って （製造、譲渡・提供、 使用）いる事業所 ¹⁾²⁾³⁾		リスクアセ スメントを 実施してい る	リスクアセスメントの方法			
				マトリッ クス法	数値化法	枝分かれ図 を用いた 方法	コントロー ル・バン ディング
（産業計）	[20.6]	100.0	77.2	13.7	10.4	1.3	18.1
鉱業、採石業、砂利採取業	[17.6]	100.0	75.8	11.7	20.9	－	22.6
建設業	[11.2]	100.0	77.8	15.7	11.4	6.7	26.1
製造業	[35.0]	100.0	78.0	14.3	10.8	0.6	18.1
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[68.0]	100.0	84.9	16.2	28.7	－	24.8
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[2.1]	100.0	85.1	24.8	－	－	23.2
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[12.7]	100.0	51.9	－	5.2	－	－
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[16.4]	100.0	67.7	4.1	9.5	2.6	10.9
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。）	[8.4]	100.0	64.1	2.2	0.6	0.2	7.0
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[27.1]	100.0	79.6	12.2	14.4	－	13.0

区 分	リスクアセスメントの方法					リスクアセ スメントを 実施してい ない
	クリエイ ト・シンプ ル	作業環境 測定に よる方法	個人サンプ ラーを用い た個人ばく 露測定	検知管に よる方法	その他	
（産業計）	1.5	22.3	0.4	0.5	8.9	20.9
鉱業、採石業、砂利採取業	3.6	10.1	－	－	6.8	24.2
建設業	0.9	5.7	1.3	－	10.0	19.6
製造業	1.6	23.0	0.3	0.6	8.9	20.2
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	－	2.5	－	－	12.8	15.1
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	－	23.2	－	－	13.9	14.9
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	16.8	15.6	5.2	－	9.1	48.1
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	－	27.5	－	－	13.0	28.1
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。）	0.5	52.0	－	1.0	0.6	35.3
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	2.9	22.5	0.7	0.8	13.0	18.3

注：1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を取り扱って（製造、譲渡・提供、使用）いる事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を取り扱って（製造、譲渡・提供、使用）いる事業所」とは、労働安全衛生法第 57 条に該当する、同法第 57 条の 2 に該当する又はこれらには該当しないが危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所をいう。

3) 「該当する化学物質を取り扱って（製造、譲渡・提供、使用）いる事業所」には、「リスクアセスメントの実施の有無不明」を含む。

3 有害業務に関する事項

(1) 有害業務の状況

作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務（以下「有害業務」という。）がある事業所の割合は 40.6%となっている。

有害業務の種類（複数回答）をみると、「有機溶剤業務」が 17.6%と最も多く、次いで「粉じん作業」が 14.2%となっている。（第5表）

第5表 有害業務の有無及び種類別事業所割合

（単位：％）

区 分	事業所計	有害業務がある	有害業務の種類（複数回答）				
			鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造又は取り扱う業務	放射線業務
（産業計）	100.0	40.6	1.2	14.2	17.6	9.8	12.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.1	0.6	56.6	6.3	6.5	2.6
建設業	100.0	30.3	1.2	16.2	13.8	4.1	0.9
製造業	100.0	44.8	2.1	21.8	28.7	16.1	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	100.0	70.2	－	18.5	27.6	55.3	8.0
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	100.0	8.5	－	1.0	0.7	0.5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	100.0	85.4	－	1.3	8.5	8.5	85.4
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	100.0	20.0	－	－	15.8	5.6	－
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附随するサービス業に限る。）	100.0	77.5	－	1.2	4.9	7.8	76.3
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	100.0	40.8	1.4	14.9	23.7	14.2	1.7

区 分	有害業務の種類（複数回答）						有害業務がない
	除染等業務、特定線量下業務	強烈的な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務	酸素欠乏のおそれがある業務	
（産業計）	0.2	3.6	5.7	2.9	8.2	5.5	59.4
鉱業、採石業、砂利採取業	0.6	13.5	11.4	8.1	8.0	3.4	36.9
建設業	0.6	3.7	13.2	4.9	13.5	13.6	69.7
製造業	0.1	5.9	5.1	3.6	8.1	3.8	55.2
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	1.5	16.9	5.8	5.9	12.6	38.5	29.8
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	－	－	－	0.0	6.4	0.3	91.5
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	－	1.3	0.7	－	2.0	－	14.6
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	－	－	－	－	0.7	0.4	80.0
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附随するサービス業に限る。）	－	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	22.5
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	0.5	4.0	8.5	4.5	12.6	11.8	59.2

(2) 作業環境測定状況

「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」、「酸素欠乏のおそれがある業務」がある事業所のうち、作業環境測定を行うべき作業場がある事業所の割合は、「鉛業務」40.0%、「粉じん作業」47.2%、「有機溶剤業務」57.9%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」61.9%、「酸素欠乏のおそれがある業務」46.8%となっている。

そのうち、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間)に作業環境測定を実施した事業所の割合は、「鉛業務」85.3%、「粉じん作業」86.2%、「有機溶剤業務」89.5%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」93.1%、「酸素欠乏のおそれがある業務」95.9%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、「粉じん作業」は80.4%から86.7%、「有機溶剤業務」は83.3%から89.6%、「特定化学物質」は90.2%から92.2%となっており、いずれも増加した。

作業環境測定を実施した事業所の測定評価(複数回答)をみると、「作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)」の作業場がある割合は、「鉛業務」92.0%、「粉じん作業」86.0%、「有機溶剤業務」90.0%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」92.8%となっている。(第6表)

第6表 作業環境測定実施の有無及び測定評価別事業所割合

(単位: %)

区 分	作業環境測定を行うべき作業場がある事業所 ¹⁾²⁾		過去1年間に作業環境測定を実施した ³⁾		作業環境測定評価(複数回答)			過去1年間に作業環境測定を実施していない
					作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)	作業環境管理に改善の余地がある(管理区分Ⅱ)	作業環境管理が適切でない(管理区分Ⅲ)	
鉛業務	[40.0]	100.0	85.3	(100.0)	(92.0)	(11.1)	(3.2)	12.7
粉じん作業 (参考) ⁴⁾	[47.2]	100.0	86.2	(100.0)	(86.0)	(18.3)	(6.6)	13.6
令和元年	[47.0]	100.0	86.7	(100.0)	(85.8)	(18.5)	(6.6)	13.0
平成26年	[51.7]	100.0	80.4	(100.0)	(89.0)	(13.4)	(7.8)	19.2
有機溶剤業務 (参考) ⁴⁾	[57.9]	100.0	89.5	(100.0)	(90.0)	(10.6)	(3.5)	10.4
令和元年	[57.9]	100.0	89.6	(100.0)	(90.1)	(10.5)	(3.7)	10.3
平成26年	[66.5]	100.0	83.3	(100.0)	(88.6)	(12.7)	(5.0)	16.5
特定化学物質 (参考) ⁴⁾	[61.9]	100.0	93.1	(100.0)	(92.8)	(8.8)	(3.9)	6.6
令和元年	[61.6]	100.0	92.2	(100.0)	(92.0)	(9.2)	(4.2)	7.5
平成26年	[66.0]	100.0	90.2	(100.0)	(88.7)	(11.3)	(5.6)	9.8
酸素欠乏のおそれがある業務	[46.8]	100.0	95.9	(...)	(...)	(...)	(...)	1.8

注: 1) []は、それぞれの有害業務がある事業所のうち、「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」の割合である。

2) 「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」には、「作業環境測定の実施の有無不明」を含む。

3) 「過去1年間に作業環境測定を実施した」には、「測定評価不明」を含む。

4) (参考)は、前回(平成26年)調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

【個人調査】

1 健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項

(1) 有害業務の従事状況

労働者の有害業務への従事状況をみると、有害業務に従事している労働者の割合は 29.7%となっている。

有害業務の種類(複数回答)別にみると、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」が 14.7%と最も多く、次いで「粉じんが発生する場所での業務」10.8%となっている。

また、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」(以下「主要有害業務」という。)のいずれかに従事している労働者の割合は、22.2%となっている。(第7表)

第7表 有害業務の従事の有無及び種類別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計 ¹⁾	有害業務に 従事している	有害業務の種類(複数回答)					
			鉛を取り扱う場所での業務	粉じんが発生する場所での業務	有機溶剤を取り扱う場所での業務	特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務	放射線にさらされる場所での業務	除染等業務、特定線量下業務
(年齢階級計) ³⁾	100.0	29.7	1.4	10.8	14.7	6.7	5.1	0.1
20歳未満	100.0	42.4	1.2	7.7	32.0	26.7	-	-
20～29歳	100.0	35.8	2.0	13.2	15.7	5.9	9.0	0.3
30～39歳	100.0	36.7	1.7	12.9	18.1	9.7	8.2	0.1
40～49歳	100.0	32.3	1.5	12.8	16.4	7.4	4.0	0.1
50～59歳	100.0	23.0	1.2	8.3	11.6	4.8	3.1	0.0
60歳以上	100.0	12.9	0.4	2.7	7.1	2.1	1.6	-
(就業形態)								
正社員	100.0	30.7	1.6	11.8	15.5	7.2	4.9	0.1
契約社員	100.0	24.3	0.4	3.8	11.5	2.9	5.8	0.6
パートタイム労働者	100.0	21.2	1.2	4.6	8.0	3.1	7.1	-
派遣労働者	100.0	28.6	0.6	7.6	17.8	9.8	0.6	0.1

区 分	有害業務の種類(複数回答)						有害業務に 従事していない
	強い騒音を発する場所での業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務	酸素欠乏のおそれがある業務	(再掲) 主要有害業務 ²⁾	
(年齢階級計) ³⁾	4.3	2.8	1.4	7.6	3.5	<22.2>	57.9
20歳未満	4.5	-	-	4.9	0.8	<40.2>	47.3
20～29歳	6.7	3.9	1.8	10.5	3.2	<24.1>	54.6
30～39歳	6.1	3.6	1.7	9.6	3.7	<26.6>	53.0
40～49歳	4.1	3.2	1.7	8.5	5.0	<25.0>	55.6
50～59歳	3.0	2.2	1.1	5.3	2.9	<18.0>	64.6
60歳以上	1.2	0.6	0.3	2.4	0.8	<9.5>	65.4
(就業形態)							
正社員	4.5	3.2	1.7	8.2	4.0	<23.6>	56.5
契約社員	2.7	1.3	0.1	4.1	1.4	<15.1>	69.2
パートタイム労働者	1.8	0.1	0.1	3.8	0.3	<10.8>	64.7
派遣労働者	8.6	2.6	0.5	6.5	0.7	<23.8>	65.1

注:1) 「労働者計」には、「有害業務の従事の有無不明」を含む。

2) 「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

3) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

(2) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識

有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者について、有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法等の認識状況別にみると、「よく知っている」が24.6%、「大体知っている」が53.0%となっている(第8表)。

第8表 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識状況別労働者割合

区 分	(単位：%)					
	有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾	有機溶剤の人体に及ぼす作用や中毒発生時の応急措置の方法				
		よく知っている	大体知っている	あまり知らない	全く知らない	
(年齢階級計)	[14.7] 100.0	24.6	53.0	13.0	3.5	
20歳未満	[32.0] 100.0	8.3	19.0	72.7	—	
20～29歳	[15.7] 100.0	25.5	50.8	19.9	0.5	
30～39歳	[18.1] 100.0	21.8	54.2	10.2	7.9	
40～49歳	[16.4] 100.0	23.4	54.5	12.7	1.8	
50～59歳	[11.6] 100.0	34.5	53.7	8.8	0.7	
60歳以上	[7.1] 100.0	16.0	54.4	2.3	11.5	
(就業形態)						
正社員	[15.5] 100.0	25.7	53.1	13.0	2.7	
契約社員	[11.5] 100.0	24.2	45.1	5.9	6.4	
パートタイム労働者	[8.0] 100.0	7.7	40.4	28.7	17.8	
派遣労働者	[17.8] 100.0	11.3	76.8	2.9	6.4	

注：1) []は、全労働者のうち、「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」の割合である。

2) 「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」には、「有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識状況不明」を含む。

2 化学物質に関する事項

(1) 化学物質におけるリスクアセスメントの認知状況等

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、化学物質におけるリスクアセスメントを知っている労働者の割合は 64.4%となっている。

そのうち、所属する事業所がリスクアセスメントを実施していることを知っている労働者の割合は 93.2%となっている。(第9表)

第9表 化学物質におけるリスクアセスメントの認識の有無、事業所における実施状況別労働者割合

(単位: %)

区 分	主要有害業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾		化学物質におけるリスクアセスメントを知っている ³⁾		事業所における実施状況			化学物質におけるリスクアセスメントを知らない
					事業所がリスクアセスメントを実施している	事業所がリスクアセスメントを実施していない	事業所がリスクアセスメントを実施しているかどうかわからない	
(年齢階級計) ⁴⁾	[22. 2]	100. 0	64. 4	(100. 0)	(93. 2)	(1. 9)	(4. 8)	23. 4
20歳未満	[40. 2]	100. 0	92. 6	(100. 0)	(97. 1)	(-)	(1. 2)	5. 7
20～29歳	[24. 1]	100. 0	59. 0	(100. 0)	(94. 2)	(0. 0)	(5. 7)	30. 5
30～39歳	[26. 6]	100. 0	64. 5	(100. 0)	(95. 9)	(2. 0)	(2. 1)	25. 6
40～49歳	[25. 0]	100. 0	65. 1	(100. 0)	(89. 6)	(1. 8)	(8. 4)	21. 8
50～59歳	[18. 0]	100. 0	67. 1	(100. 0)	(94. 8)	(3. 4)	(1. 8)	20. 6
60歳以上	[9. 5]	100. 0	53. 1	(100. 0)	(93. 1)	(1. 9)	(3. 6)	19. 7
(就業形態)								
正社員	[23. 6]	100. 0	64. 6	(100. 0)	(92. 7)	(2. 0)	(5. 2)	23. 3
契約社員	[15. 1]	100. 0	58. 7	(100. 0)	(95. 0)	(-)	(1. 3)	31. 6
パートタイム労働者	[10. 8]	100. 0	46. 4	(100. 0)	(99. 4)	(-)	(-)	28. 7
派遣労働者	[23. 8]	100. 0	80. 7	(100. 0)	(100. 0)	(-)	(-)	14. 9

注:1) []は、全労働者のうち、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

2) 「主要有害業務に従事している労働者」には、「化学物質におけるリスクアセスメントの認識不明」を含む。

3) 「化学物質におけるリスクアセスメントを知っている」には、「事業所における実施状況不明」を含む。

4) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

(2) GHSラベル及び安全データシート(SDS)の認知状況

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、GHSラベルの絵表示とその意味について知っている労働者の割合は 59.9%、安全データシート(SDS)について知っている労働者の割合は 66.2%となっている(第10表)。

第10表 GHSラベル及び安全データシート(SDS)の認知の有無別労働者割合

(単位: %)						
区 分	主要有害業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾		G H S ラベルの認知状況		S D S の認知状況	
			絵表示とその意味がどのようなものか知っている	絵表示とその意味がどのようなものか知らない	知っている	知らない
(年齢階級計) ³⁾	[22. 2]	100. 0	59. 9	28. 9	66. 2	22. 9
20歳未満	[40. 2]	100. 0	89. 7	8. 5	89. 7	8. 6
20～29歳	[24. 1]	100. 0	55. 8	32. 9	57. 3	31. 4
30～39歳	[26. 6]	100. 0	61. 2	31. 3	72. 1	20. 4
40～49歳	[25. 0]	100. 0	59. 6	28. 6	68. 0	20. 5
50～59歳	[18. 0]	100. 0	61. 5	24. 6	65. 2	20. 9
60歳以上	[9. 5]	100. 0	50. 4	31. 2	40. 3	43. 9
(就業形態)						
正社員	[23. 6]	100. 0	61. 3	27. 7	68. 6	20. 5
契約社員	[15. 1]	100. 0	37. 1	53. 4	45. 4	45. 1
パートタイム労働者	[10. 8]	100. 0	35. 2	41. 2	22. 7	57. 1
派遣労働者	[23. 8]	100. 0	65. 8	29. 9	57. 2	38. 5

注:1) []は、全労働者のうち、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

2) 「主要有害業務に従事している労働者」には、「GHSラベルの認知状況不明」及び「安全データシート(SDS)の認知状況不明」を含む。

3) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

【ずい道工事現場調査】

1 粉じん抑制対策に関する事項

(1) 粉じん発生源にかかる抑制措置の状況

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場の割合は、66.8%となっている。

粉じん発生源の種類(複数回答)別にみると、「ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所」が57.4%、「衝撃式削岩機を用いる箇所」が45.8%となっている。(第11表)

そのうち、粉じん発生源にかかる抑制措置がある工事現場の割合は、「衝撃式削岩機を用いる箇所」が96.1%となっている(第12表)。

第11表 粉じん発生の有無及び種類別工事現場割合

(単位:%)								
区 分	工事現場計 ¹⁾	粉じんが発生する作業箇所がある	粉じん発生源の種類(複数回答)					粉じんが発生する作業箇所がない
			衝撃式削岩機を用いる箇所	衝撃式削岩機を用いない箇所	ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所	コンベアー(ポータブルコンベアーを除く)へ積み卸す箇所	左記以外の粉じん作業箇所	
(トンネルの種類計) ²⁾	100.0	66.8	45.8	26.0	57.4	18.8	29.6	23.5
シールド工法によるトンネル	100.0	37.9	1.0	6.8	21.4	12.6	9.7	51.5
山岳トンネル	100.0	85.3	76.7	37.4	82.8	23.9	41.7	6.1
ナトム工法によるトンネル	100.0	85.8	78.7	36.1	83.9	23.2	42.6	5.8
その他の工法によるトンネル	100.0	75.0	37.5	62.5	62.5	37.5	25.0	12.5
推進工法によるトンネル	100.0	60.0	—	40.0	—	—	20.0	40.0
その他の工法によるトンネル	100.0	100.0	25.0	50.0	50.0	—	75.0	—
平成26年 ³⁾	100.0	66.8	54.0	18.8	60.4	9.7	28.5	33.2

注: 1) 「工事現場計」には、「粉じんが発生する作業箇所の有無不明」を含む。

2) 「トンネルの種類計」には、「トンネルの種類不明」を含む。

3) 平成26年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

第12表 粉じん発生源にかかる抑制措置の有無及び内容別工事現場割合

(単位:%)						
粉じん発生源の種類	粉じんが発生する作業箇所がある工事現場 ¹⁾²⁾	発生源にかかる抑制措置あり	抑制措置の内容		発生源にかかる抑制措置なし	
			湿式型又は湿潤化	非湿式型又は非湿潤化		
衝撃式削岩機を用いる箇所 平成26年 ³⁾	[45.8]	100.0	96.1	78.0	18.1	3.1
	[54.0]	100.0	95.7	72.7	23.0	4.3
衝撃式削岩機を用いない箇所 平成26年 ³⁾	[26.0]	100.0	81.9	36.1	45.8	18.1
	[18.8]	100.0	87.5	50.0	37.5	10.7
ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所 平成26年 ³⁾	[57.4]	100.0	76.1	30.8	45.3	22.0
	[60.4]	100.0	78.3	36.7	41.7	18.3
コンベアー(ポータブルコンベアーを除く)へ積み卸す箇所 平成26年 ³⁾	[18.8]	100.0	80.8	55.8	25.0	17.3
	[9.7]	100.0	82.8	48.3	34.5	17.2
上記以外の粉じん作業箇所 平成26年 ³⁾	[29.6]	100.0	84.1	31.7	52.4	14.6
	[28.5]	100.0	89.4	45.9	43.5	8.2

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「発生源にかかる抑制措置の有無不明」を含む。

3) 平成26年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

(2) 防じんマスク等の状況

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場について、労働者に防じんマスク等を使用させている工事現場の割合は 94.6%となっている。

使用している呼吸用保護具の種類(複数回答)別にみると、「電動ファン付呼吸用保護具(PAPR)」が最も多く 76.2%となっている。(第 13 表)

第 13 表 防じんマスク等の使用の有無及び種類別工事現場割合

(単位:%)

区 分	粉じんが発生する作業 箇所がある工事現場 ^{1) 2)}		防じんマスク 等を使用 させている ³⁾	呼吸用保護具の種類(複数回答)				防じんマスク 等を使用 させていない
				取替え式 防じん マスク	使い捨て式 防じん マスク	電動ファン 付呼吸用 保護具 (PAPR)	その他	
(トンネルの種類計)	[66.8]	100.0	94.6	11.4	12.4	76.2	1.6	2.2
シールド工法によるトンネル	[37.9]	100.0	76.9	33.3	46.2	10.3	—	10.3
山岳トンネル	[85.3]	100.0	99.3	5.0	1.4	95.7	2.2	—
ナトム工法によるトンネル	[85.8]	100.0	99.2	5.3	1.5	95.5	2.3	—
その他の工法によるトンネル	[75.0]	100.0	100.0	—	—	100.0	—	—
推進工法によるトンネル	[60.0]	100.0	100.0	33.3	66.7	33.3	—	—
その他の工法によるトンネル	[100.0]	100.0	100.0	—	25.0	75.0	—	—
平成26年 ⁴⁾	[66.8]	100.0	97.5	11.6	7.0	74.9	0.5	2.5

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「防じんマスク等の使用の有無不明」を含む。

3) 「防じんマスク等を使用させている」には、「呼吸用保護具の種類不明」を含む。

4) 平成 26 年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

2 粉じん測定に関する事項

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場について、粉じん測定を実施している工事現場の割合は 81.1%となっている。

そのうち、粉じんの測定頻度別にみると、「半月以内に1回」が最も多く 91.3%となっている。(第 14 表)

第 14 表 粉じん測定の実施の有無及び測定頻度別工事現場割合

(単位:%)

区 分	粉じんが発生する作業 箇所がある工事現場 ^{1) 2)}		粉じん測定の実施あり ³⁾	測定頻度					粉じん測定 の実施なし
				半月以内 に 1 回	1 月以内 に 1 回	2 月以内 に 1 回	半年以内 に 1 回	その他	
(トンネルの種類計)	[66.8]	100.0	81.1 (100.0)	(91.3)	(5.3)	(0.7)	(—)	(2.7)	16.8
シールド工法によるトンネル	[37.9]	100.0	23.1 (100.0)	(55.6)	(11.1)	(11.1)	(—)	(22.2)	69.2
山岳トンネル	[85.3]	100.0	97.8 (100.0)	(94.9)	(4.4)	(—)	(—)	(0.7)	1.4
ナトム工法によるトンネル	[85.8]	100.0	97.7 (100.0)	(96.2)	(3.1)	(—)	(—)	(0.8)	1.5
その他の工法によるトンネル	[75.0]	100.0	100.0 (100.0)	(66.7)	(33.3)	(—)	(—)	(—)	—
推進工法によるトンネル	[60.0]	100.0	66.7 (100.0) *	(—) *	(50.0) *	(—) *	(—) *	(50.0) *	33.3
その他の工法によるトンネル	[100.0]	100.0	75.0 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	25.0
平成26年 ⁴⁾	[66.8]	100.0	82.4 (100.0)	(86.0)	(4.9)	(—)	(—)	(8.5)	16.6

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「粉じん測定の実施の有無不明」を含む。

3) 「粉じん測定の実施あり」には、「測定頻度不明」を含む。

4) 平成 26 年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。